生活介護事業所倫 運営規定

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人わんぱくひろば(以下「事業者」という)が設置する生活介護事業 所倫(以下「事業所」という)において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介 護(以下「指定生活介護」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運 営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営を図るとともに、利用者の意 思及び人権を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を 確保する事を目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、入浴、排せ つ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効 果的に行うものとする。
 - 2 指定生活介護の提供に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス者等」という)との密接な連携に努めるものとする。
 - 3 前二号の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という)及び「指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 生活介護事業所倫
- (2) 所在地 群馬県伊勢崎市日乃出町 705-2

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員の管理、指定生活介護の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名(常勤職員) サービス管理責任者は、次の業務を行う。
 - ① 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」

という)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上 での適切な支援内容を検討する。

- ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。
- ③ 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面(以下「生活介護計画書」という)を利用者に交付すること。
- ④ 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況把握(利用者について継続的なアセスメントを含む。(以下「モニタリング」という)を行うとともに、少なくとも6カ月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- ⑤ 利用者の申し込みに際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握すること。
- ⑥ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができると認められた利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- ⑦ 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (3) 医師 1名(嘱託医)

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護職員 1名

(常勤職員2名)

看護職員は医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の 指導を行う。

(5) 生活支援員

(常勤職員2名)

生活介護計画に基づき生活介護サービスの提供にあたる。

(6) 事務職員 1名(常勤職員兼務)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月16日 12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 8時30分から17時30分
- (3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月16日

12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 9時30分から15時30分

(利用定員)

第6条 事業所の定員は次のとおりとする。

10名

(指定生活介護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。 知的障害者(18歳未満の者を除く)

(指定生活介護の内容)

- 第8条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 生活介護計画の作成
 - (2) 食事の提供
 - (3) 身体等の介護
 - (4) 創作的活動(葉書制作・年間カレンダー制作・コースター制作等)
 - (5) 身体機能及び日常生活能力の維持・工場のための支援
 - (6) 生活相談
 - (7) 健康管理
 - (8) 送迎サービス
 - (9) 訪問支援
 - (10) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) ~ (10) に附帯する離床、着替え及び整容その他、日常生活上必要な 介護、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

- 第9条 指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の 支払いを受けるものとする。
 - 2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に 通常要する費用(特定費用を除く)につき、厚生労働大臣が定める基準により算出し た費用の額(その額が現に当該指定生活介護に要した費用「特定費用を除く」の額を 超えるときは、当該現に指定生活介護に要した額)の支払いを受けるものとする。こ の場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載 したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
 - 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
 - (1) 創作的活動に係る材料費 実費相当
 - (2) 日用品費の実費
 - (3) 食事の提供に係る費用 昼食 1食につき500円

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年)政令第10号。以下「令」という)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるのものとする。

- (4) 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う訪問支援に要する交通費は、 公共交通機関等を利用した場合、事業者の自動車を使用した時においても徴収しないものとする。
- (5) 送迎サービスの提供に係る費用 燃料費等が送迎加算を超えている場合に徴収する場合がある。
- (6) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に 負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当 該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市の全域とする。

(工賃の支払い)

第11条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払い規定に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

感染症対策	利用者及び同居するその家族が新型コロナウイルス感染症や季節
	性インフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診
	断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所の利用はできませ
	h_{\circ}
設備・器具の利用	事業所の設備、器具は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反
	した利用により破損が生じた場合は賠償していただくことがあり
	ます。
	事業所を利用する際、本人・対物損害賠償保険に必ず加入ください。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、本人の責任において管理
	頂くことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、事業所で負う
	事はできません。
宗教・政治・営利活動	利用者及びその家族の思想・宗教は自由ですが、他の利用者及びそ
	の家族や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営
	利活動はご遠慮ください。

動物飼育	事業所内へのペットの持込みについてはご遠慮ください。
衛生保持	事業所内の清潔、整頓、その他の環境衛生に保持にご協力ください。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ずお守り下さるよう
	お願いします。
送迎サービス	送迎時間の指定はできません。
	利用者の増員、減員、住居変更にて、送迎ルートの変更が有ります。
	また、交通事情により到着時間が前後する事も有ります。

(利用者負担額等に係る管理)

第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という)を受けた時は、当該同一月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供して指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第14条 現に指定生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
 - 2 協力医療機関等への連絡が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償する ものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及 び連絡体制を整備し、それらを敵的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出 その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11 条第2項の規定により群馬県知事が、また、法第48条第1項の規定により群馬県知事 又は市町村長が行う報告若しくは文章その他の物件の提出若しくは呈示の命令、又は当 該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、 及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、群馬県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに市町村又は群馬県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に 関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うも のとする。
 - 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった 後においてもこれらの秘密を補遺するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、 あらかじめ文章により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び措置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、 業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
 - 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活 介護を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 4 事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは、特定相談支援事業を行う者が連絡調整に、できる限り協力するものとする。
 - 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人わんぱくひろばと事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

- この規定は令和3年4月1日から施行する。
- この規定は令和5年2月1日から施行する。